

保険契約情報管理クラウドサービス「MyCompass」サービス利用規約

第1章 総則

第1条 (本規約の適用)

1. 株式会社 e-Return (以下「当社」という。)は、当社が実施、運営する保険契約情報管理クラウドサービス「MyCompass」(以下「本サービス」という。)をこのサービス利用規約(以下「本規約」という。)に基づき、契約者に提供します。
2. 契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

第2条 (本規約の変更)

1. 当社は、契約者等の一般の利益に適合する場合または本規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的に必要かつ相当と判断した場合には本規約を任意に変更することができるものとします。この場合、料金その他の提供条件は変更後の規約によるものとします。
2. 当社が前項の変更を行う場合には、変更後の利用規約の内容を本サービスのログイン画面での通知掲載、その他相当の方法で公表するものとし、公表の際には定める1か月以上の相当な期間を経過した日から、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条 (定義)

1. 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。
 - (1) 「利用契約」とは、本規約に基づき本サービスを利用するための契約のことをいいます。
 - (2) 「利用契約等」とは、本規約及び利用契約のことをいいます。
 - (3) 「サービス仕様書」とは、本サービス内容の詳細について取り決めた仕様書のことをいいます。
 - (4) 「契約者」とは、当社と利用契約を締結した方のことをいいます。
 - (5) 「認定利用者」とは、契約者の申請により、当社が本サービスの利用を可能とした方のことをいいます。
 - (6) 「契約者等」とは、契約者及び認定利用者のことをいいます。
 - (7) 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアのことをいいます。
 - (8) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアのことをいいます。
 - (9) 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線のことをいいます。
 - (10) 「ID」とは、本サービスにおいて情報を登録する保険証券等を管理するための番号であって、当社が別途定める利用可能な証券数の集合ごとに付番される番号のことをいいます。
 - (11) 「本申込サイト」とは、本サービスを利用しようとする者が本サービスの利用申込手続きを行うために当社が設置する WEB サイトのことをいいます。

(12)「契約者専用サイト」とは、契約者が本サービスを利用するために当社が設置する、契約者のみがアクセス権限を有する WEB サイトのことをいいます。

第4条 (本サービスの内容)

1. 本サービスとは、保険契約情報をクラウド上で一元管理するクラウドサービスをいい、その内容の詳細（情報の入力、登録、閲覧および第 15 条に定める利用プランの変更対応等についても含まれます。）は、当社から別途提示するサービス仕様書によるものとします。

第 2 章 契約等

第5条 (利用契約の成立等)

1. 本サービスを利用しようとする者は、当社所定の利用申込書または本申込サイトに必要事項を記載したもの（総称して以下「利用申込書等」という。）を当社に提出または送信して、本サービスの利用の申込を行うものとします。
なお、本サービスを利用しようとする者は本規約の内容を承諾の上かかる申込を行うものとし、本サービスを利用しようとする者が申込みを行った時点で、当社は、当該本サービスを利用しようとする者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約は、当社が利用申込書等を受領した後、本サービスを利用しようとする者への利用登録の完了の通知をもって成立するものとします。
3. 契約者は、利用契約の内容の変更を希望するときは、当社所定の変更申込書または契約者専用サイト内で提供する変更手続き画面（総称して以下「変更申込書等」という。）により変更の申込を行うものとします。
4. 前項に基づく利用契約の内容の変更に伴う利用契約変更の成立（以下「利用変更契約」という。）については、本条第 1 項及び第 2 項を準用するものとします。利用契約の内容が変更された場合には、当社は、成立した利用変更契約の内容に合わせて本サービス料金の請求金額を変更できるものとします。
5. 利用契約及び利用変更契約の対象となる利用プランに関しては、第 15 条および第 16 条の定めも併せて適用されるものとします。
6. 当社は、前五項その他本規約の規定にかかわらず、本サービスを利用しようとする者または契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことがあります。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他本規約に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 当社に提出する利用申込書等又は変更申込書等に虚偽の記載、誤記があったときまたは記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) 本サービスの提供が、技術上困難なとき
 - (5) その他当社が不相当と判断したとき

第6条 (認定利用者による利用)

1. 契約者は、当社所定の方法により認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。
2. 認定利用者が利用した部分について、その利用料は契約者からの本サービスの料金及びその消費税相当額に含まれるものとします。

第7条 (権利および義務の譲渡)

1. 契約者は、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、利用契約により生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は引き受けさせてはなりません。

第3章 権利の帰属

第8条 (知的財産権)

1. 本サービスに関する著作権、商標権、意匠権、特許権およびその他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）は、当社または当社が定める者に帰属するものとし、契約者は知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
2. 利用契約等は、別段の定めのある場合を除き、知的財産権に関する利用もしくは使用の権利を、契約者に許諾するものではありません。

第4章 提供条件等

第9条 (本サービス提供の一時的な中止および中断等)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中止することができるものとします。
 - (1) 契約者が料金その他支払債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
 - (2) 本サービス設備等の保守上、セキュリティ対策上または工事上やむを得ないと当社が判断した場合。
 - (3) 電気通信事業者の都合により本サービス用電気通信回線が使用不能な場合。
 - (4) 刑事訴訟法第 218 条又は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分、その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合。
 - (5) 本サービス設備等に対し、契約者等および第三者の故意（当該故意に起因するものを含む）あるいは過失により当該機能を破壊したと当社が判断した場合または当該機能に支障をきたす行為を行ったと当社が判断した場合。
 - (6) 本サービスに係わるシステムがコンピュータウイルス、不正アクセスまたはネットワークの障害等により、本サービスの提供が困難と当社が判断した場合。
 - (7) 天災地変等の不可抗力により本サービスの実施ができなくなったと当社が判断した場合。運用上または技術上の理由でやむを得ない場合。
 - (8) その他やむを得ない事由により本サービスの実施が困難となったと当社が判断した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中止する場合には、事前に当社の所定の方法により契約者等に通知するものとします。ただし、緊急を要する場合又はやむを得ない場合は、事後に通知することができるものとします。
3. 当社は、第1項に定めるほか、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知のうえ、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

第10条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了2ヵ月前までに契約者から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第11条 (最低利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間は、利用契約に基づいて本サービスの利用を開始した日から1年間とします。
2. 契約者は、前項の最低利用期間内または利用契約に定める本サービスの利用期間の開始日前に利用契約の解除等があった場合は、残余の期間（最大1年間）に応じて当社が別に定める方法により計算した額に消費税及び地方消費税相当を加算した額を、当社の定める期日までに一括して支払うものとします。
3. 前項の規定は、次条に該当し本サービスの提供を終了する場合には、適用しないものとします。

第12条 (本サービス提供の終了)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、終了予定日の3ヵ月前までに契約者に通知することにより本サービスの提供を終了することができるものとし、当該終了日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、これにより契約者が不利益を被ったといえども、当社はその責任を負うものではありません。
 - (1) 本サービスの提供が技術上又は運用上困難と当社が判断した場合
 - (2) 本サービスの利用者の数が相当数見込まれないと当社が判断した場合

第13条 (本サービスの譲渡)

1. 当社は、当社が他の事業者によって合併された場合または本サービスを他の事業者に事業譲渡した場合、本サービスの継続に関しては、合併先または事業譲渡先の判断によるものとし、その責任を負うものではありません。

第5章 料金

第14条 (本サービスの料金および料金の支払方法)

1. 契約者が本サービスの対価として当社に支払う料金（以下「料金」という。）およびその支払方法は、利用契約において定めるものとします。
2. 料金の計算期間は、契約者と当社の間で別途定める場合を除き、毎月1日から当月末日まで（月額）とします。料金の支払期日は、本サービスを利用する月の前月の当社既定日までとします。

第15条 (一時的な中止および中断における料金返還)

1. 第9条に基づく利用の一時的な中止および中断により本サービスを利用することができなかった状態が生じたときの料金の支払いについて、契約者は、原則その利用することができなかった期間中の料金を支払うものとします。ただし、次表の左欄に該当する場合には、次表の右欄に定める料金について、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を契約者に対して返還するものとします。

返還を要する場合	返還を要する料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、当該全く利用できない状態が生じた時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。	当該全く利用できない状態が生じた時刻以後の利用できなかった時間に対応するその本サービスについての料金。 なお、当該時間は1時間と単位として計算するものとし、分/秒は切り上げて計算するものとする。

第16条 (利用プランの変更)

1. 本サービスの利用プラン（以下「利用プラン」という。）の内容、料金その他の詳細については、当社が別途定めるものとします。
2. 利用プランの変更手続きについては、第5条第3項および第4項の定めに従うものとします。
3. 当社は、変更申込書等が当社に到達した日の翌日から起算して3日後に、自動的に契約者からの変更申込書等の内容を承諾するものとします。なお、契約者は、承諾されるまでの期間であれば変更手続きをキャンセルすることができるものとします。
4. 利用プランの変更は、ID数の追加または証券数の拡張のみができるものとし、ID数または証券数を削減することはできないものとします。
5. 当社は、利用プランの変更申込書等の承諾を毎月10日（当社の休業日の場合はその前営業日。以下「基準日」という。）で締め切るものとします。基準日までに変更申込書等を当社が承諾し

た場合には、翌月分の料金（第13条第2項の定めに従い利用月の前月の当社規定日までに当社に支払う料金）から利用プラン変更後の料金が適用されます。なお、基準日以降に変更申込書等を当社が承諾した場合には、翌々月分の料金から利用プラン変更後の料金が適用されるものとし、かつ利用プラン変更後の翌月分の料金のうち未受領の分（利用プラン変更前と変更後の差額）が加算されるものとしします。

第17条（フリープランに関する特則）

1. 本サービスの一部を無料で利用できるフリープラン（以下「フリープラン」という。）を利用する契約者（以下「フリープラン契約者」という。）には、本条各項の定めが適用されます。
2. フリープラン契約者は、利用契約に定める ID 数の範囲内で、フリープランを利用することができます。
3. フリープランの利用条件（利用可能期間を含む。）は当社の裁量により変更される場合があります。フリープラン契約者は、当該変更の可能性につき承諾のうえ、フリープランを利用するものとしします。なお、当社がフリープランの利用条件を変更する場合には、本サービスのログイン画面での通知掲載、その他相当の方法で変更内容を通知するものとし、通知の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から、変更後の利用条件が適用されるものとしします。
4. フリープランは、1法人（個人利用の場合は1個人）につき1申込までに限ります。
5. 前項の定めにかかわらず、1法人又は1個人において複数の申込によるフリープランの不正利用が発覚した場合には、当社は、当該不正利用者に対するすべてのフリープランを停止するとともに、当該不正利用にかかる ID 数に対応する正規料金相当額を当該不正利用者に請求するものとしします。
6. フリープランは、ログインをしない状態が連続120日間を超えた場合には、利用権が消滅します。この場合、当社は、フリープラン契約者に対し、利用申込書等に記載のメールアドレスに通知を発信した時点で、当該フリープランの利用権を消滅させることができるものとしします。なお、フリープランの利用権が消滅した後のデータ等の取扱いについては、第30条第3項の定めを準用するものとしします。

第6章 契約者の義務

第18条（IDおよびパスワードの管理等）

1. 契約者は、本サービスを利用する際に必要となる、ユーザ ID およびこれに対応するパスワード（仮パスワード、正式パスワードその他ユーザ ID との組み合わせにより認証を行うに足る記号を含み、以下同じ。またユーザ ID とあわせて「ID およびパスワード」という。）等に関し、別途当社が定める手続きに従い取得するものとしします。契約者は、当社から取得した ID およびパスワードのうち、認定利用者の ID およびパスワードを認定利用者に対して自己の責任において配布提供するものとしします。ID およびパスワードの管理（契約者から認定利用者に対する認定利用者の ID およびパスワードの配布提供を含みます。）および使用は契約者の責任で行うものとし、当社は、契約者等の ID およびパスワードが他者に使用されたことによって契約者等が被る損害について契約者等の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者等の ID およびパスワードにより行われた本サービスの利用は、契約者等により行われたとみなし、契約者はその利用についての料金その他一切の債務を負うものとしします。
2. 契約者は、ID およびパスワードを第三者へ開示してはならないものとしします。また、契約者は、譲渡、貸与、売買等名目の如何を問わず、当社が事前に承諾した場合を除き、ID およびパスワードを第三者（認定利用者を除く）に使用させて当社の本サービス用設備にアクセスさせてはならないものとしします。

第19条（契約者の負担および義務等）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたって、自己の費用と責任により契約者設備を構築し、本サービスを利用可能な状態を維持するものとしします。

2. 本サービス用設備と契約者設備との接続のための通信費用、その他本サービスに関して契約者に発生する一切の費用は、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、自己の責任において本サービスを利用するものとします。
4. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。
5. 契約者は、本サービスにおいて情報の入力にあたっては細心の注意を払い、当社の定める手続及び当社から別途提示するサービス仕様書に沿って作業を行わなければならないものとします。また、契約者は認定利用者に対して、利用契約等、サービス仕様書及び当社の指定する事項（本サービスにおける認定利用者向けの機能説明等を含みます。）について事前に自己の責任において説明をしなければならないものとします。
6. 契約者は、本サービスを単独で保険募集に使用してはならず、保険募集に係る場合は、契約者自身の責任と費用をもって、必ず取扱保険会社が承認した資料と併せて使用しなければなりません。なお、当社は当該使用について関知致しませんが、万が一当該使用を理由として、第三者から何らかの請求および異議等が当社に対して申し立てられ、又は訴訟が提起された場合に、当社において当該第三者に賠償金額及びその解決に要した費用を支払ったときは、契約者は当社に当該賠償金額及びその解決に要した費用を補償するものとします。
7. 契約者は、自己の費用と責任において本サービスを認定利用者に利用させるものとし、本サービスに関して、当社もしくは契約者と認定利用者もしくは第三者との間または認定利用者と第三者との間で、クレーム、紛争等の問題が発生したまたはその恐れがあるときは、契約者の責任と費用においてそれを解決するものとします。

第20条 （禁止事項）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。当該行為により当社または第三者に損害が生じたときには、当社は、契約者にその損害の賠償を請求することができるものとし、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスにより利用しうる情報を改竄する行為
 - (2) 契約者以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
 - (4) 個人情報の保護に関する法律における要配慮個人情報を本サービス上に書き込む行為
 - (5) 当社又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (6) 当社又は第三者を誹謗し、中傷または名誉を傷つけるような行為
 - (7) 当社又は第三者の財産、プライバシーを侵害または侵害する行為
 - (8) 本人の同意を得ることなく個人情報を収集する行為
 - (9) 本サービスの利用または提供を妨げる行為
 - (10) 逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングおよびこれに類する解析および改変などの行為
 - (11) 公序良俗に反する内容の情報、文書、図形等を他人に公開する行為
 - (12) 本サービスの利用目的を逸脱した行為
 - (13) 第三者に本サービスを利用させる行為
 - (14) その他法令に違反する行為
 - (15) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
 - (16) その他当社が不適切と判断した行為
2. 当社は、前項各号に該当する行為を行っているとは判断した場合、その他本サービスの運営上不適当な行為を行っているとは判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

第21条 （認定事業者の遵守事項等）

1. 本規約の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者によつてこれらの事項を遵守させるものとします。
 - (1) 認定利用者は、利用契約等およびサービス仕様書の内容を承諾したうえで、利用契約等およびサービス仕様書により契約者が負うのと同様の義務を遵守すること。ただし、利用契約等およびサービス仕様書のうち、料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することができること、また当社は第 29 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる機密情報を開示することができること。ただし、当該機密情報に関して当社は、本規約に定める機密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

第22条 （認定利用者が利用契約に違反した場合の措置）

1. 本規約の定めに基づき、当社が認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が前条第 1 項各号所定の条項に違反した場合、契約者はすみやかに当該違反を是正させるものとします。
2. 認定利用者が、前条第 1 項各号所定の条項に違反した日から 30 日間経過後も当該違反を是正しない場合、当社は次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること。
 - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部もしくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること。

第23条 （本規約の定めを遵守していることを確認するための監査）

1. 当社は、契約者が本規約の定めを遵守していることを確認することを目的として契約者に対し、別に当社が定める様式に従い報告書を作成することを要求できるものとし、契約者はすみやかにこれに応じるものとします。
2. 当社は、前項の報告書の内容に関する説明を契約者に求めまたは当社の指定する者を派遣し、関係書類等を調査することができ、契約者はこれに協力するものとします。

第24条 （保険業法等の遵守等を確認するための監査）

1. 契約者は、保険業法、当局のガイドラインその他関係法令等の遵守状況等を確認するために、当社の監査を行うことができるものとします。なお、監査の内容、場所、スケジュール等については、事前に当社と契約者との間で協議のうえ定めるものとします。
2. 前項による監査の実施により発生した費用については、契約者が負担するものとし、その支払条件については当社と契約者との間で協議のうえ定めるものとします。
3. 立ち入り監査を実施する場合、契約者は当社の指示に従い、施設における諸規則等を遵守するとともに、監査に必要な場所には立ち入らないとともに、監査と関係ない情報にはアクセスしないものとします。
4. 契約者は、監査にあたり知り得た当社の秘密を第三者に開示、漏洩等しないものとします。
5. 契約者が自己以外に指定する監査員を立ち入らせる場合は、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。当社の書面による承諾を得られた場合、契約者は当該監査員に対し本条の義務を遵守させるものとします。
6. 契約者は、保険業法、当局のガイドラインその他関係法令等の遵守状況等を確認するために、必要に応じて、当社に対して、当該遵守状況等について報告を求めることができ、当社は、事前に当社と契約者との間で協議のうえ定めた方法に基づき、報告するものとします。

第7章 機密保持

第25条 (機密保持)

1. 契約者および当社は、本サービスの提供に際して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された情報であって、相手方が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項に定める者に使用させる場合を除き、機密情報を開示しないものとし、
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、機密情報には含まれないものとし、
 - (1) 既に公知のものまたは自己の責に帰することのできない事由により公知となったもの
 - (2) 既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
 - (5) 機密情報によらずに独自に開発しまたは知り得たもの
 - (6) 第三者が権利を有するソフトウェアの著作権保持者より開示を義務付けられているもの
3. 契約者および当社は、本サービスを利用又は提供するために必要な範囲に限り機密情報を使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を得るものとし、
4. 契約者および当社は、本サービスを利用又は提供するために必要な範囲において、自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本条と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとし、ただし、第三者に開示した機密情報の機密保持について、相手方に対して利用契約上の責任を負うものとし、
5. 第1項にかかわらず、契約者および当社は、法令等に基づき、機密情報の開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができるものとし、ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急やむを得ない場合には、事後すみやかに）相手方に対して当該開示について通知するものとし、
6. 本条の機密保持義務は、利用契約が終了した後3年間継続するものとし、

第26条 (個人情報)

1. 本サービスにおける個人情報の取り扱いについては、サービス内 (<http://my-compass.jp/privacy-statement>) に記載しております。

第8章 責任の範囲

第27条 (責任の範囲)

1. 当社は、本サービス（契約者等による入力過程の人為的ミス、保険商品の種類、性質、内容変更、新商品等による対応の限界、税制の改正、法令および通達等の解釈における見解の相違等の内容を含む。）の完全性、正確性、適法性、確実性、有効性および継続的な提供（中止・中断等を含む）を保証するものではありません。
2. 本サービスは、第三者の加入する保険契約を項目別に整理し組み合わせることにより多種類の保険を容易に分析管理及びサポートするものであることから、第三者の保険証券自体に何らの変更修正を加えるものではなく、また保険業法、消費者契約法、金融商品取引法等の保険契約の内容に関する取り扱いを行うものでもありません。
3. 当社は、本サービスにおいて随時バックアップを行うものではなく、本サービスにおいて登録、提供される情報およびデータの保管復旧等に関して、その完全性、正確性および確実性を保証するものではありません。

4. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は利用契約等に違反したことが直接の原因で現実が発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は契約者が当社に過去1年間に支払い済みの本サービスの料金の額を超えないものとします。なお、当社は、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。
5. 天災地変、暴動、内乱その他不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。

第9章 その他

第28条 (契約者からの解除)

1. 契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除希望月20日の2ヵ月前までに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社の定める方法に基づきこれを支払うものとします。
また、解除希望月20日が最低利用期間内の場合は、第11条(最低利用期間)に定める額を当社の定める方法に基づき支払うものとします。

第29条 (その他の場合の解除)

1. 契約者及び当社は、相手方が利用契約に違反し、書面により30日以上期間を定めた催告を行った後なお当該違反が是正されないときは、直ちに利用契約を解除できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができます。ただし、第5号乃至第7号は契約者にも適用するものとします。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け、整理開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売の申し立てを受け、または自ら整理、再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産の申し立てをしたとき
 - (2) 自ら振出し又は引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - (3) 監督省庁から営業の取消および停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたとき
 - (4) 前二号のほか、その財産状態が悪化し、またはその信用状態に著しい変化が生じたとき
 - (5) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (6) 料金その他支払債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (7) その他本サービスの利用者として不適当と当社が判断したとき
3. 契約者は、第1項に基づき利用契約が解除された場合又は前項各号の一に該当する事由が生じた場合には、当該時点において利用契約に基づき負担する当社に対する一切の債務(解除日が最低利用期間内の場合、第11条(最低利用期間)に定める債務も含み、これに限られない。)につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第30条 (再委託)

1. 当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を再委託することができるものとします。ただし、当社は、再委託先に対して利用契約等に基づいて当社が負うものと同等の義務を課すものとします。

第31条 (契約終了時の対応)

1. 契約者は、利用契約が終了した場合は、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたすべての資料またはその複製物等を当社の指示に従い、自らの責任及び費用負担により直ちに当社に返却または消去もしくは破棄するものとします。
2. 本サービスの提供開始前に利用契約が終了した場合は、契約者は当社が本サービスを提供するために要した費用であって、別途当社が別に定める方法により計算した金額を支払うものとします。
3. 当社は、利用契約が終了した場合は、本サービスにおいて登録、提供される情報およびデータ等を削除するものとします。なお、当社は、当該情報およびデータ等の復旧は行いません。また、当社は、本項に基づくデータ削除等により契約者に損害または不利益が生じた場合においても、一切の責任を負わないものとします。

第32条 （反社会勢力との関係排除）

1. 当社及び契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 自己および自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと。また反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また相手方の業務を妨害しないこと。
2. 当社および契約者は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
3. 当社および契約者は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 当社および契約者は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合は、相手方に対し、当該損害について損害賠償を請求できるものとします。
5. 契約者は、本条に基づき利用契約が解除された場合又は第1項各号の一に該当する事由が生じた場合には、当該時点において利用契約に基づき負担する当社に対する一切の債務（解除日が最低利用期間内の場合、第11条（最低利用期間）に定める債務も含み、これに限られない。）につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第33条 （疑義解釈）

1. 契約者および当社は、利用契約等およびサービス仕様書に定めのない事項その他利用契約等の条項に関し疑義を生じたときは、別途協議のうえ決定するものとします。

第34条 （分離可能性）

1. 利用契約等またはサービス仕様書のいずれかの規定が執行不能であると判断された場合、残りの規定は可能な限り完全に執行されることとし、執行不能の規定は、利用契約等またはサービス仕

様書に記載された意図に最も近い態様での執行を可能にするのに必要な限定された範囲で修正されたものとみなすものとします。

第35条 (準拠法および合意管轄)

1. 利用契約等の成立ならびに効力その他本サービスに係る一切の事項について、日本法が適用されるものとします。
2. 利用契約等および本サービスに関して契約者と当社の間が生じた一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則